答 弁 第 四 四 七 号平成三十年七月二十四日受領

内閣衆質一九六第四四七号

平成三十年七月二十四日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員山井和則君提出過労死等の労災補償状況の公表等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付す

衆議院議員山井和則君提出過労死等の労災補償状況の公表等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成三十年六月末までに公表できるよう作業を進めていたところである。

二について

お尋ねについては、平成三十年六月二十七日に同月末までの公表が難しいと判断し、その旨を同日厚生

労働大臣に報告したところである。

三について

平成三十年七月四日である。

四について

お尋ねについては、できる限り早期に結論を得たいと考えているところであるが、現時点において結論

を得る具体的な時期をお答えすることは困難である。